

立川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 6 月 14 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 14 号）等の施行による。

立川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

立川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年立川市条例第39号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
目次	目次
第1章～第4章               ……略……	第1章～第4章               ……略……
第5章 雜則（ <u>第91条・第92条</u> ）	第5章 雜則（ <u>第91条</u> ）
附則	附則
（指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則）	（指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則）
第3条                       ……略……	第3条                       ……略……
2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、 <u>市町村（特別区を含む。以下同じ。）</u> 、他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者（介護予防サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。	2 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、 <u>市</u> 、他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者（介護予防サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
3                            ……略……	3                            ……略……
（設備、備品等）	（設備、備品等）
第7条                       ……略……	第7条                       ……略……
2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。	2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
(1)                        ……略……	(1)                        ……略……
(2) 相談室 <u>遮蔽物</u> の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。	(2) 相談室 <u>遮へい物</u> の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3	……略……	3	……略……
4	前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った <u>市町村長</u> に届け出るものとする。	4	前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った <u>市長</u> に届け出るものとする。
5	……略…… (利用定員等)	5	……略…… (利用定員等)
第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員 (当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第20項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。	第9条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員 (当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。		
2	共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。第79条において同じ。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。第79条において同じ。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第79条において同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する	2	共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。第79条において同じ。）、指定地域密着型サービス（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。第79条において同じ。）、指定居宅介護支援（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。第79条において同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する

指定介護予防支援をいう。) の事業又は介護保険施設 (法第 8 条第 25 項に規定する介護保険施設をいう。第 79 条において同じ。) 若しくは指定介護療養型医療施設 (健康保険法等の一部を改正する法律 (平成 18 年法律第 83 号) 附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第 44 条第 6 項において同じ。) の運営 (第 44 条第 7 項において「指定居宅サービス事業等」という。) について 3 年以上の経験を有する者でなければならぬ。

(地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第 18 条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則 (平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。) 第 85 条の 2 各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、地域密着型介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第 24 条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

指定介護予防支援をいう。) の事業又は介護保険施設 (法第 8 条第 24 項に規定する介護保険施設をいう。第 79 条において同じ。) 若しくは指定介護療養型医療施設 (健康保険法等の一部を改正する法律 (平成 18 年法律第 83 号) 附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第 44 条第 6 項において同じ。) の運営 (第 44 条第 7 項において「指定居宅サービス事業等」という。) について 3 年以上の経験を有する者でなければならぬ。

(地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第 18 条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則 (平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「施行規則」という。) 第 85 条の 2 各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、法第 8 条の 2 第 18 項に規定する介護予防サービス計画 (以下「介護予防サービス計画」という。) の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市に対して届け出ること等により、地域密着型介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の地域密着型介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(利用者に関する市への通知)

第 24 条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(1)及び(2) (苦情処理)	……略……	(1)及び(2) (苦情処理)	……略……
第36条	……略……	第36条	……略……
2	……略……	2	……略……
3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関し、法第23条の規定により <u>市町村</u> が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該 <u>市町村</u> の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して <u>市町村</u> が行う調査に協力するとともに、 <u>市町村</u> から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関し、法第23条の規定により <u>市</u> が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該 <u>市</u> の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して <u>市</u> が行う調査に協力するとともに、 <u>市</u> から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。		
4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、 <u>市町村</u> からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を <u>市町村</u> に報告しなければならない。	4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、 <u>市</u> からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を <u>市</u> に報告しなければならない。		
5及び6 (事故発生時の対応)	……略……	5及び6 (事故発生時の対応)	……略……
第37条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、 <u>市町村</u> 、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	第37条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、 <u>市</u> 、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。		
2～4 (地域との連携等)	……略……	2～4 (地域との連携等)	……略……
第39条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	第39条		

が所在する区域を管轄する法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

（記録の整備）

第 40 条

……略……

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（記録の整備）

第 40 条

……略……

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定

<p>介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) .....略.....</p> <p>(3) 第24条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>(4)及び(5) .....略.....</p> <p><u>(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</u></p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第44条 .....略.....</p> <p>2~5 .....略.....</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>			<p>介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>(1)及び(2) .....略.....</p> <p>(3) 第24条に規定する市への通知に係る記録</p> <p>(4)及び(5) .....略.....</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第44条 .....略.....</p> <p>2~5 .....略.....</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>		
.....略.....	.....略.....	.....略.....	.....略.....	.....略.....	.....略.....
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型	看護師又は准看護師	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型	看護師又は准看護師

	訪問介護看護事業所、 <u>指定地域密着型通所介護事業所</u> 、 <u>指定認知症対応型通所介護事業所</u> 、 <u>指定介護老人福祉施設</u> 又は <u>介護老人保健施設</u>		訪問介護看護事業所、 <u>指定認知症対応型通所介護事業所</u> 、 <u>指定介護老人福祉施設</u> 又は <u>介護老人保健施設</u>	
7～13	……略…… (調査への協力等)	7～13	……略…… (調査への協力等)	第 6 1 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定介護予防小規模多機能型居宅介護が行われているかどうかを確認するために <u>市町村</u> が行う調査に協力するとともに、 <u>市町村</u> から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第 6 2 条 削除

第 6 2 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する市の職員又は当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が所在する区域を管轄する法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議

		<p><u>から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。</u></p> <p>2 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u></p> <p>3 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図らなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うよう努めなければならない。</u></p>
(記録の整備)		(記録の整備)
第64条	……略……	第64条
2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。		2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
(1)～(4)	……略……	(1)～(4)
(5) 次条において準用する第24条に規定する市町村への通知に係る記録		(5) 次条において準用する第24条に規定する市への通知に係る記録
録		録
(6)及び(7)	……略……	(6)及び(7)
	……略……	……略……

(8) 次条において準用する第 39 条第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録  
(準用)

第 65 条 第 11 条から第 15 条まで、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 26 条、第 28 条、第 31 条から第 36 条まで及び第 37 条（第 4 項を除く。）から第 39 条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 11 条第 1 項中「第 27 条に規定する運営規程」とあるのは「第 57 条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 26 条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、同条第 2 項中「この節」とあるのは「第 3 章第 4 節」と、第 28 条、第 32 条並びに第 33 条第 1 項及び第 2 項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 39 条第 1 項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

## (記録の整備)

## 第 85 条 .....略.....

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

## (1)～(3) .....略.....

(8) 第 62 条第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録  
(準用)

第 65 条 第 11 条から第 15 条まで、第 21 条、第 23 条、第 24 条、第 26 条、第 28 条、第 31 条から第 36 条まで、第 37 条（第 4 項を除く。）及び第 38 条の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第 11 条第 1 項中「第 27 条に規定する運営規程」とあるのは「第 57 条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 26 条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、同条第 2 項中「この節」とあるのは「第 3 章第 4 節」と、第 28 条、第 32 条並びに第 33 条第 1 項及び第 2 項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と、第 39 条第 1 項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

## (記録の整備)

## 第 85 条 .....略.....

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

## (1)～(3) .....略.....

(4) 次条において準用する第 24 条に規定する市町村への通知に係る記録

(5) 及び(6) ……略……

(7) 次条において準用する第 39 条第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録  
(準用)

第 86 条 第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 15 条、第 23 条、第 24 条、第 26 条、第 31 条から第 34 条まで、第 36 条、第 37 条（第 4 項を除く。）、第 38 条、第 39 条（第 5 項を除く。）、第 56 条、第 59 条及び第 61 条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第 11 条第 1 項中「第 27 条に規定する運営規程」とあるのは「第 80 条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 26 条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、同条第 2 項中「この節」とあるのは「第 4 章第 4 節」と、第 32 条並びに第 33 条第 1 項及び第 2 項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 39 条第 1 項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「2 月」と、第 56 条及び第 59 条第 1 項中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、同条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

## 第 5 章 雜則

（市外の事業所に係る指定の特例）

(4) 次条において準用する第 24 条に規定する市への通知に係る記録

(5) 及び(6) ……略……

(7) 次条において準用する第 62 条第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録  
(準用)

第 86 条 第 11 条、第 12 条、第 14 条、第 15 条、第 23 条、第 24 条、第 26 条、第 31 条から第 34 条まで、第 36 条、第 37 条（第 4 項を除く。）、第 38 条、第 56 条、第 59 条、第 61 条及び第 62 条の規定は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第 11 条第 1 項中「第 27 条に規定する運営規程」とあるのは「第 80 条に規定する重要事項に関する規程」と、「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 26 条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、同条第 2 項中「この節」とあるのは「第 4 章第 4 節」と、第 32 条並びに第 33 条第 1 項及び第 2 項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 56 条及び第 59 条第 1 項中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、同条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と、第 62 条第 1 項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

## 第 5 章 雜則

第91条 法第115条の12第1項の申請に係る事業所が市の区域外にある場合において、当該事業所が所在する市町村の指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定を受けているときは、この条例による基準を満たしているものとみなすことができる。

(委任)

第92条 法令及びこの条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第91条 法令及びこの条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、整備法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、平成28年4月1日から立川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、同条例第48条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。